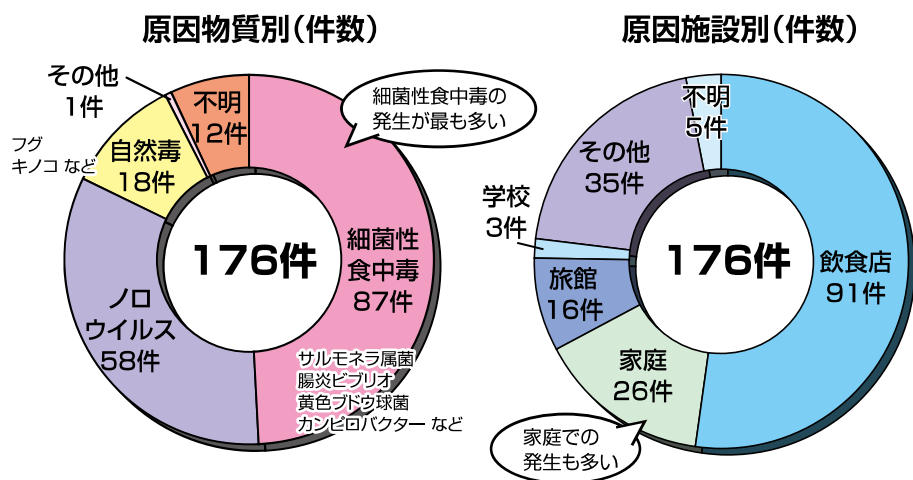


家庭での食中毒を予防しよう!

食中毒は、レストランや旅館などの飲食店だけでなく、家庭の食事でも多く発生しています。食中毒は季節を問わず発生していますが、高温多湿の夏季は細菌性の食中毒が発生しやすく、特に注意が必要です。食中毒を未然に防ぐため、予防方法について学びましょう。

鹿児島県内の食中毒発生状況(過去10年間)



●食中毒を起こす主な細菌など●

- サルモネラ属菌、カンピロバクター** 主な感染源は肉や鶏卵など。生肉や生卵は冷蔵庫で保管し、生肉を扱った後の手、まな板、包丁などはすぐに洗いましょう。
- 腸炎ピブリオ** 夏場、近海でとれる魚介類から検出されます。お刺身は冷蔵庫で保管しましょう。
- 黄色ブドウ球菌** 手指の傷口に多く付着しています。傷がある手で調理しないようにしましょう。
- ノロウイルス** 冬場に発生しやすく、生かきや調理人の手を介して感染します。調理前やトイレの後は石けんで十分に手を洗いましょう。下痢などで体調の悪い時は調理をしないようにしましょう。

家庭内で自然毒による食中毒が増加しています

近年、鹿児島県内で自然毒による食中毒が多発しています。それらはすべて家庭内で発生しています。有害な物は食べないように気をつけましょう。

■釣ったフグは素人調理をしない、食べない、他人に譲らない。

■山菜・キノコは確実に安全性を知っているものを探る。(混成する植物に注意)

■図鑑などで安易に判断しない。はっきりとわからないものは迷わず捨てる。(新芽や根だけで種類を見分けるのは困難です)



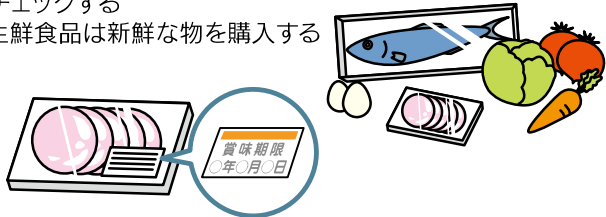
腸管出血性大腸菌による食中毒が国内で発生しました

- 肉は、十分に加熱してから食べましょう。
- 子どもや高齢者、妊婦の方など抵抗力の弱い方は、食中毒の症状が重症化してしまうことがありますので、生食は控えるよう特に注意しましょう。

家庭でできる、食中毒予防のポイント

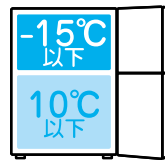
ポイント1 食品の購入

- ・消費期限、賞味期限などの表示をチェックする
- ・生鮮食品は新鮮な物を購入する



ポイント2 家庭での保存

- ・購入した食品はすぐに冷蔵庫に入れる
- ・冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下に維持する
- ・肉、魚は汁もれがないように包んで保存する
- ・冷蔵庫や冷凍庫の詰めすぎに注意する(目安は7割程度)



ポイント3 調理の下準備

- ・こまめに手を洗う
- ・清潔な器具、ふきんを使用する
- ・生で食べる食品を切る前は、包丁、まな板の洗浄殺菌を十分にす



ポイント4 調理

- ・調理前は手を洗う
- ・加熱は十分にす(中心温度75℃以上で1分間以上)
- ・電子レンジやオーブンの加熱にむらがないように注意す



ポイント5 食事

- ・食事前は手を洗う
- ・清潔な器具、食器を使う
- ・長時間室温に放置しない



ポイント6 残った食品

- ・清潔な容器に保存する
- ・早く冷えるように小分けする
- ・再加熱は十分にす
- ・時間がたちすぎたり、怪しいと思ったときは思い切って捨てる



食の安心・安全の確保に関する県の取り組み

- ・県民の健康の保護などを目的に、「鹿児島県食の安心・安全推進条例」を制定しました。(平成22年12月)
- ・本条例に基づき、平成23～27年度を計画期間とする「基本計画」を策定しました。(平成23年3月)
- ・今後とも、県民の皆さまに食の安心・安全に関する正しい知識を身につけていただけるよう、食中毒予防などの正確で適切な情報を県ホームページなどを通じて提供してまいります。

県ホームページ(トップページ > くらし・環境 > 食の安心・安全)

問い合わせ先 県庁食の安全推進課 ☎099(286)2888 県庁生活衛生課 ☎099(286)2786

水俣病被害者の方へ!! 一時金や療養費の給付申請を受け付けています

- 申請をされ、診断・判定の結果、対象となる方は、一時金などの給付が受けられます。
- かつて水俣湾またはその周辺海域のメチル水銀で汚染された魚などをたくさん食べた方であれば、今お住まいの住所に限らず、申請できます。

対象となる方	かつて水俣湾またはその周辺海域のメチル水銀で汚染された魚などをたくさん食べた方	
	①手足の先の方の感覚(触覚、痛覚)が鈍い。 ②全身の感覚(触覚、痛覚)が鈍いなど、①に準ずる障害がある。	左には当たらないが、一定の感覚障害があり、水俣病にもみられる症状(しびれ、ふるえなどのいずれか)もある。
給付内容	一時金 ¹⁾ 、療養費 ²⁾ 、療養手当 ³⁾	療養費 ²⁾

※申請書類は、県庁、県地域振興局・支庁、市町村で配布しています。また、亡くなられた方についての受付も行っています。詳しくは下記までお問い合わせいただくか、県のホームページをご覧ください。(トップページ > くらし・環境 > 環境保全・自然保護 > 水俣病対策)

- 1) 1人当たり210万円。チツソ株式会社から委託を受けた、水俣病被害者救済支援財団が給付します。
 - 2) 医療費の自己負担分が給付されます。そのために水俣病被害者手帳を交付します。
 - 3) 入院や通院による療養を受けた場合に給付されます。入・通院や年齢に応じ、月当たり12,900円～17,700円です。
- ※ このほか、離島にお住まいの方が島外の医療機関などに通院した場合に加算があります。

鹿児島県の窓口

県庁環境林務課 ☎ 099(286)2584
FAX 099(286)5544
(月～金。休日を除く。午前8時30分～午後5時15分)

県内関係市町の窓口

出水市役所 健康増進課 ☎ 0996(63)2111
長島町役場 保健衛生課 ☎ 0996(86)1111
阿久根市役所 健康増進課 ☎ 0996(73)1211